

令和 7 年 第 1 回

小野町農業委員会定例会

令和 7 年 1 月 2 0 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 (19 名)

1 番 矢 吹 高 徳	2 番 吉 田 誠	3 番 今 泉 隆 男	4 番 横 田 清 一
5 番 國 府 田 孝	6 番 羽 生 洋 市	7 番 佐 藤 秀 洋	8 番 先 崎 善 次
9 番 宗 像 智	10 番 渡 邊 佳 子	11 番 小 野 勲	12 番 渡 邊 静 夫
13 番 宗 像 正	14 番 宗 像 衛	15 番 大 竹 正 元	16 番 先 崎 照 雄
17 番 佐 藤 健 蔵	18 番 郡 司 正 春	19 番 石 井 一 三	

不応招委員 (0 名)

令和7年第1回小野町農業委員会定例会次第

議事日程

令和7年1月20日（月）午後2時00分

小野町役場分庁舎 講堂

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

出席委員（19名）

1番 矢 吹 高 徳	2番 吉 田 誠
3番 今 泉 隆 男	4番 横 田 清 一
5番 國府田 孝	6番 羽 生 洋 市
7番 佐 藤 秀 洋	8番 先 崎 善 次
9番 宗 像 智	10番 渡 邊 佳 子
11番 小 野 勲	12番 渡 邊 静 夫
13番 宗 像 正	14番 宗 像 衛
15番 大 竹 正 元	16番 先 崎 照 雄
17番 佐 藤 健 藏	18番 郡 司 正 春
19番 石 井 一 三	

欠席委員（0名）

事務局職員出席者

事務局 長	鈴木 稔
事務局 次長	二 瓶 淳
主 事	宗 像 翼

議 会	長 (宗像智) では、ただいまから令和7年小野町農業委員会第1回定例会を開会いたします。 開会 午後2時00分
議	長 (宗像智) 改めまして、明けましておめでとうございます。 今日は大寒ということで、本来であれば極寒の中ということなんでしょうが、幸いにして暖かい日になりました。でも、本当にここ何年もの話なんです、もう雪も降らなくて、やっぱりこのままいけば、また春先の水不足が懸念されると思いますので、やっぱり冬は冬らしく、夏は夏らしくなっていたくのが我々の望みかと思っております。 本日は、今日の定例会の後に認定農業者会との合同研修会並びにその後に懇親会を予定しておりますので、皆さんには長丁場となると思いますが、よろしくご協力のほどよろしくお願いします。 早速始めたいと思います。
議	長 (宗像智) ただいまの出席委員は10名であります。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立しました。 また、本日の本会議に9名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配付のとおりであります。 なお、本日開催されました第18回役員会におきまして協議した結果、会期は本日1日限りとし、採決方法につきましては、会議規則第22条の規定により、議案第19号について簡易採決することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 「異議なし」の声多数

議 長	(宗像智)
	異議なしと認めます。
	ご異議ございませんので、そのように決定いたします。
議 長	(宗像智)
	議事録署名人の指名を行います。本定例会の議事録署名人は、会議規則第25条の規定により議長において、6番、羽生洋市委員及び7番、佐藤秀洋委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	(宗像智)
	それでは、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読いたさせます。事務局。
事 務 局 長	(鈴木稔)
	議長。
議 長	(宗像智)
	鈴木事務局長。
事 務 局 長	(鈴木稔)
	事務局長。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。
	議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について。
	農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。
	受付1番、権利の種類及び権利の設定・移転の別ですが、所有権移転でございます。農地の所在につきましては、 XXXXXXXXXX 、地目については、現況、公簿とも畑でございます。面積が109㎡となっておりまして、譲渡人が XXXXXXXXXX 譲受人、 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 形態につきましては転用、用途につ

きましては[REDACTED]でございます。申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

受付2番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、賃借権設定でございます。農地の所在ですが、[REDACTED]地目につきましては、現況、公簿とも田でございます。面積が820㎡、設定人でありましたが、[REDACTED]被設定人でございますけれども、[REDACTED]でございます。形態につきましては一時転用ということであります。用途が[REDACTED]でございます。申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、受付3番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、賃借権の設定でございます。農地の所在ですが、[REDACTED]地目につきましては、現況、公簿とも畑でございます。面積が461㎡であります。設定人、[REDACTED]被設定人、[REDACTED]形態であります。が、一時転用でございまして、用途が[REDACTED]となるものでございます。申請の事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

めくっていただいて、3ページをご覧くださいと思います。

受付4番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、賃借権の設定でございます。農地の所在ですが、[REDACTED]地目につきましては、現況、公簿とも畑でございます。面積が982㎡であります。設定人、[REDACTED]被設定人、[REDACTED]でございます。形態は、先ほどと同様一時転用ということでありまして、用途及び施設については[REDACTED]となるものでございます。申請事由については、議案書記載のとおりで

ございます。

令和7年1月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございます。それでは、受付1番について関係委員の説明を求めます。関係委員。

6

番

(羽生洋市)

議長、6番。

議

長

(宗像智)

6番、羽生洋市委員。

6

番

(羽生洋市)

受付1番について説明をします。

譲渡人が[REDACTED] 譲受人が[REDACTED] 申請地は、[REDACTED]

[REDACTED]です。畑で1筆、109㎡。現地確認が1月9日、午後1時30分から実施をいたしました。立会人が譲受人の[REDACTED]そして農業委員からは私、羽生と農地利用最適化推進委員の先崎照雄委員、それから事務局から宗像主事に出席をしていただきました。

この場所なんですけれども、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] その

辺りであります。

申請理由は、譲受人が[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]申請になります。

詳しいことについては、先崎照雄農地利用最適化推進委員より説明を申し上げます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございます。

16番、先崎照雄委員。

16番

(先崎照雄)

16番。引き続き、私の方から受付1番について説明いたします。権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、申請地は現状の土地の形状のまま利用・活用するため、土砂の流出等の災害は発生しません。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、申請地は現状の土地の形状のまま利用・活用するため、農業用排水施設が有する機能に支障は及ぼしません。

周辺農地に関わる営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地の周囲には農地がありませんが、工作物等の設置はされないため、農地の分断、蚕食等は生じません。

農地区分については、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、今回の申請は例外的に転用が可能な集落接続事業に該当するため、転用については問題ないと考えられます。また、本申請地は面積30a以下であるため、町許可となります。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

「なし」の声あり

議	長	(宗像智)
		質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。お諮りします。本案について許可することにご異議ございませんか。
		「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智)
		異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。次に、受付2番についての関係委員の説明を求めます。関係委員。
5	番	(國府田孝)
		議長、5番。
議	長	(宗像智)
		5番、國府田孝委員。
5	番	(國府田孝)
		5番。では、受付2番について説明いたします。
		設定人、[REDACTED] 被設定人、[REDACTED]
		[REDACTED] 申請地については、[REDACTED] 田んぼ1筆、820㎡でございます。現地確認については、1月9日木曜日、午後2時から立会人、[REDACTED] 農業委員会のほうから私、國府田孝、農地利用最適化推進委員、大竹正元さん、事務局のほうから宗像主事が出席しています。
		申請地については、[REDACTED]
		[REDACTED]
		[REDACTED] になります。
		申請理由については、被設定人が申請用地の周辺で伐採を行うため、伐

採予定地が接道しておらず、進入路及び土場としてほかに適切な隣地がなかったため今回の申請に至っております。

詳細につきましては、農地利用最適化推進委員の大竹さんより説明申し上げます。

以上です。

議長 (宗像智)

では、15番、大竹正元委員。

15番 (大竹正元)

15番。それでは、私のほうから受付2番について説明いたします。

まず、権利の種類及び権利の設定・移転の別は、賃借権の設定です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、周囲より低い土地であるため、土砂の流出等は発生しません。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、敷地に鉄板を敷き養生します。

周辺農地に関わる営農条件に支障を及ぼさないための措置については、周辺に農地がないため、営農条件に支障は及ぼしません。

農地区分については、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、転用が例外的に認められる一時転用事業に該当します。よって、転用に問題ないと考えられます。また、本申請地は面積3,000㎡以下であるため、町許可となります。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付2番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

		「なし」の声あり
議	長	(宗像智)
		質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付2番について採決いたします。お諮りします。本案について許可することにご異議ございませんか。
		「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智)
		異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。次に、受付3番について関係委員の説明を求めます。関係委員。
5	番	(國府田孝)
		議長、5番。
議	長	(宗像智)
		5番、國府田孝委員。
5	番	(國府田孝)
		5番。受付3番、設定人、 [REDACTED] 被設定人、 [REDACTED] [REDACTED] 申請地については、 [REDACTED] [REDACTED] 現地確認については [REDACTED] 農業委員会においては私、農業委員、國府田孝、農地利用最適化推進委員、大竹正元さん、事務局のほうから宗像主事でございます。 申請地については、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] になります。 農振については、被設定人は、 [REDACTED] [REDACTED]

		がないため今回の申請になりました。
		詳細につきましては、農地利用最適化推進委員の大竹さんより説明申し上げます。
		以上です。
議	長	(宗像智)
		ありがとうございました。
		15番、大竹正元委員。
1	5	番
		(大竹正元)
		15番。それでは、私のほうから受付3番について説明いたします。
		権利の種類及び権利の設定・移転の別は、賃借権の設定です。
		土砂の流出等の災害を防止するための措置については、周囲より低い土地であるため、土砂の流出等は発生しません。
		農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、敷地に鉄板を敷き養生します。
		周辺農地に関わる営農条件に支障を及ぼさないための措置については、周辺に農地がないため、営農条件に支障は及ぼしません。
		農地区分については、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、転用が例外的に認められる一時転用事業に該当します。よって、転用に問題ないと考えられます。また、本申請地は面積3,000㎡以下であるため、町許可となります。
		以上です。
議	長	(宗像智)
		ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付3番に対する質疑、意見を求めます。
		質疑、意見ございませんか。どうぞ。

1	9	番	(石井一三)
			すみません。一時転用という言葉があるんですが、これは作業が終わった後の状況というのはどうなるんですか。
議		長	(宗像智)
			事務局。
事	務	局	(鈴木稔)
			議長。
			事業が終わった後なんですが、
			農地
			として使えるよう、直す必要がございます。
			そこを農地として利用できるように直すという、そういう状態です。
1	9	番	(石井一三)
			作業が終わった段階でまた農地に自動的に戻るということでよろしいですか。
事	務	局	(鈴木稔)
			もちろんです。
1	9	番	(石井一三)
			はい、分かりました。
議		長	(宗像智)
			以上の説明であります。
			そのほか質疑、意見ございませんか。
			「なし」の声あり

議長 (宗像智)
質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付3番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長 (宗像智)
異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。
次に、受付4番についての関係委員の説明を求めます。関係委員。

2番 (吉田誠)
議長、2番。

議長 (宗像智)
2番、吉田誠委員。

2番 (吉田誠)
2番。受付4番についてご説明いたします。

設定人、[REDACTED] 被設定人、[REDACTED]
[REDACTED] 申請地については、[REDACTED] 畑1筆、982㎡でございます。現地確認日が1月9日木曜日、午後2時からしております。
立会人については、[REDACTED] 農業委員、吉田誠、事務局より宗像主事となっております。

申請地の場所は、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 位置しております。

申請理由は、被設定人は [REDACTED]

今回の申請に至りました。

詳細につきましても、私から引き続き説明申し上げます。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、賃借権の設定です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、周囲より低い土地であるため、土砂の流出等は発生しません。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、敷地に鉄板を敷き養生します。

周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、周辺に農地がないため、営農条件に支障は及ぼしません。

農地区分については、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、転用が例外的に認められる一時転用事業に該当します。よって、転用に問題はないと考えられます。また、本申請地は面積3,000㎡以下であるため、町許可となります。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付4番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

「なし」の声あり

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付4番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することに異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

議

長

(宗像智)

以上で、本定例会に附された案件はすべて終了しました。

これをもって、令和7年小野町農業委員会第1回定例会を閉会いたします。どうもご苦勞さまでした。

閉会 午後2時25分

小野町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和7年1月20日

小野町農業委員会会長

署名委員 6 番

署名委員 7 番
